

名古屋市における法人税割の税率の推移

事業年度	超過税率	標準税率	標準税率が適用される法人等の要件
昭和56年8月1日から平成元年2月28日までの間に終了する事業年度分	14.7%	12.3%	資本の金額若しくは出資金額が1億円以下の法人(人格のない社団等を含む。)又は資本の金額若しくは出資金額を有しない法人(相互会社を除く。)で法人税割の課税標準となる法人税額が年1,300万円以下
平成元年3月1日から平成22年3月31日までの間に終了する事業年度分	14.7%	12.3%	資本の金額若しくは出資金額が1億円以下の法人(人格のない社団等を含む。)又は資本の金額若しくは出資金額を有しない法人(相互会社を除く。)で法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下
平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度分	13.23%	11.07%	
平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度分	14.7%	12.3%	
平成24年4月1日以後に終了する事業年度分 (平成26年9月30日までに開始する事業年度分)	13.965%	11.685%	
平成26年10月1日以後に開始する事業年度分 (平成31年3月31日までに終了する事業年度分)	11.495%	9.215%	
平成31年4月1日以後に終了する事業年度分 (令和元年9月30日までに開始する事業年度分)	12.1%	9.7%	
令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	8.4%	6.0%	